

# 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED] 様  
[REDACTED] 歳

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年8月17日に提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条に基づく生活保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

[REDACTED] 福祉事務所長が、請求人に対し、平成24年7月18日付けでした生活保護開始決定処分を取り消す。

## 不 服 の 要 旨

### 1 審査請求の趣旨

[REDACTED] 福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成24年7月18日付けで請求人に対して行った生活保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に係る開始日の変更を求める。

### 2 審査請求の理由

本件処分における生活保護開始時期は平成24年6月7日付けとし

て行われているが、医療機関に救急搬送された平成24年5月29日付  
けで行われなければならない。

## 裁 決 の 理 由

### 1 認定した事実

- (1) 請求人は、平成24年6月1日に [REDACTED] に救急搬送され、そのまま入院となった。その際に請求人は、病院担当者に対して医療費の支払いが困難である旨の相談をした。
- (2) 平成24年6月4日、週明けを待って、病院担当者は、請求人は医療費の支払いが困難である旨を電話により処分庁に連絡し、その際に、請求人は内妻と同居していたが、内妻の足が不自由なため、請求人の入院後は、市内に住む息子が内妻の世話をしていることを伝えた。
- (3) 平成24年6月7日、処分庁は、病院担当者から請求人宅を訪問したところ、内妻はいなかったとの連絡を受けた。
- (4) 処分庁は、請求人は入院時点では生計を一にする内妻と同居していたが、入院中に離縁したと認められ、内妻との離縁により収入と帰来先を喪失し、申請遅延につき真にやむを得ない事情が発生したものと認めることとしたとして、(3)により平成24年6月7日以降は離縁状態にあるとして判断し、平成24年6月7日に遡って本件処分を決定した。

### 2 判断

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生労働省社会・援護局保護課長通

知)」第10の2において、「急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼって保護を開始して差しつかえない」とされている。

(2) これを本件についてみると、前記認定した事実(3)のとおり、処分庁は、平成24年6月7日には内妻が請求人宅にいなかったことをもって、同日以降離縁状態であると判断し、本件処分を行っている。

(3) しかしながら、前記認定した事実(1)のとおり、請求人は、平成24年6月1日に救急搬送され、これを契機として内縁関係が解消され、別世帯になったと主張しており、同日以降要保護状態になった可能性があると考えられる。

(4) 従って、請求人の入院を契機に別世帯になったという主張を覆す事実を処分庁が提示していない以上、病院担当者が請求人宅を訪問し、内妻が不在であったと連絡を受けた平成24年6月7日より前に内縁関係が解消されていた可能性を否定することはできない。

(5) 以上のことから、平成24年6月1日から同月6日までの間に請求人が要保護状態に陥っていた可能性があり、この点につき処分庁は速やかに再度調査をすべきであるから、請求人の主張には理由がある。

(6) なお、請求人が主張する平成24年5月29日をもって保護を開始すべきであるということについての具体的な事実を確認できない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して、主文のと

おり裁決する。

平成24年10月23日

三重県知事 鈴木 英 敬

教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第8条の規定により、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となる。）、裁決の取消しの訴えを提起することができる（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。